

# 兵庫県公報

令和2年5月8日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課）……………	1

## 公布された法令のあらまし

### ●生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

国の生活福祉資金貸付制度要綱の一部改正等により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、収入の減少、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている者に対して貸し付ける貸付金の貸付限度等について特例が設けられたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第29号

#### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「あつては」を「あっては」に改め、同条第4号中「10.75パーセント」を「3パーセント」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項を次のように改める。

(貸付けに関する業務方法の特例基準)

- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、収入の減少、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている者に対して貸し付ける貸付金に係る第3条第3号ア及びイ並びに別表総合支援資金の款生活支援費の項及び福祉資金の款緊急小口資金の項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第3号ア	総合支援資金	総合支援資金（生活支援費を除く。）
第3条第3号イ	緊急小口資金	総合支援資金の生活支援費、緊急小口資金
別表総合支援資金の款生活支援費の項	6月	1年
別表福祉資金の款緊急小口資金の項	100,000円	100,000円（特に必要があると認めると認める場合にあつては、200,000円）
	2月	1年

	1年		2年
--	----	--	----

別表総合支援資金の款生活支援費の項中「あつては」を「あつては」に、「20年」を「10年」に改め、同表福祉資金の款緊急小口資金の項中「8月」を「1年」に改め、同表教育支援資金の款教育支援費の項中「35,000円」の右に「(特に必要があると認める場合にあつては、52,500円)」を、「60,000円」の右に「(特に必要があると認める場合にあつては、90,000円)」を、「65,000円」の右に「(特に必要があると認める場合にあつては、97,500円)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（以下この項及び次項において「改正後の規則」という。）第3条第4号並びに別表福祉資金の款緊急小口資金の項及び教育支援資金の款の規定は令和2年4月1日から、改正後の規則別表総合支援資金の款生活支援費の項の規定はこの規則の施行の日から、改正後の規則附則第2項の規定及び次項の規定は同年3月25日から適用する。
- 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、収入の減少、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている者に対して令和2年3月25日から同月31日までの間において貸し付けた貸付金に係る改正後の規則附則第2項の適用については、同項の表中

「

1年	2年
----	----

」

とあるのは、

「

8月	2年
----	----

」

とする。